

予算特別委員会会議録(4)(令和6年3定)			
日 時	令和6年 9月17日(火)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時29分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、横尾副委員長、白川・高野・松岩・佐藤・下兼・高橋・小池各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋委員、小池委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が白川委員に、小貫委員が高野委員に、平戸委員が小池委員に、中鉢委員が松岩委員に、中村吉宏委員が佐藤委員に、面野委員が下兼委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書について

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書の中から質問をさせていただきます。

まず、小樽市子ども・子育て支援事業計画とは何か、概要をお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

小樽市子ども・子育て支援事業計画につきましては、国において平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、事業の実施主体である市町村が5年を1期として、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の需要量や確保方策、需要量見込みに対して提供する定員数とか施設数などの提供体制のことでありますが、こういったことについて策定するものであります。

○小池委員

では、小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の目的についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

現行の第二期計画の終期が令和6年度までであるため、第三期計画の策定に当たり、保育所や認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設及び子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、需要量の見込みなどを算定する基礎資料とするために実施したものであります。

○小池委員

令和5年3月に第二期の計画の中間年での見直しがありましたけれども、その概要についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

事業計画に記載している確保方策と実績値が大きく乖離している場合や新たな取組等がある場合、計画の中間年で見直しを行うこととなっておりますが、令和5年3月の見直しでは、新たに新制度幼稚園や認定こども園に移行した教育・保育施設があったため、教育・保育施設の定員確保数の値の修正を行ったりとか、地域子育て支援事業の一部の事業で施設数や事業内容に変更があったことによる需要量の見込みや提供する施設数などの修正を行ったものであります。

○小池委員

では、第三期計画のニーズ調査の対象調査方法についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象につきましては、小学校就学前児童の保護者で、令和5年11月1日時点の市内全件であります2,267件、そして、調査方法につきましては、対象の世帯にアンケートフォームにログインするための2次元バーコード及びUR

Lを郵送で通知いたしまして、スマートフォンやパソコンで回答いただくウェブアンケートといたしました。また、紙の媒体で回答を希望される方には、アンケート用紙と返信用の封筒を郵送し、回答していただきました。

○小池委員

第二期計画の調査対象は、放課後児童クラブ利用児童（小学校1年生から小学校3年生）の保護者も対象でしたが、今回は、なぜ就学前児童の保護者のみの対象となったのか、理由をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

理由といたしましては、前年の令和4年9月に、放課後児童課において放課後児童クラブの開所時間に関する保護者アンケートを既に実施していたことと、第二期計画の策定に当たりましては、ニーズ調査の結果による算定値ではなく、実績、実態に基づいた量の見込みや定員の計画値を用いていたので、第三期計画策定に当たっても同様の方法で計画を策定することとしましたので、放課後児童クラブを利用している保護者へはアンケートを行わないこととしたものであります。

○小池委員

ほかに前回の調査と変わったことがあれば、理由を含めてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

全件調査としたというところと、ウェブ方式としたこと以外に、質問数や質問内容について大きく変わったところはありますが、市が独自に設定する設問で、前は「小樽市が、今よりもっと子育てしやすいまちとなるためにはどのようなことが重要だと思いますか？」という質問があったのですが、それを今回は「小樽市の少子化対策に向けて、結婚や出産、子育てしやすい環境をつくるには、どのようなサポートが重要だと思いますか。」と質問の表現を変更いたしました。

これは、少子化対策の範囲を子育てのことだけでなく、結婚や出産まで広げてニーズを把握しようとしたためです。

○小池委員

アンケートではお住まいの地域も聞いておりますが、朝里・銭函地域が43.5%と少し偏っているように思いますが、理由が分かればお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

朝里・銭函地区の調査対象は、全件2,267件中963件で、全対象の42.5%に当たるというところから、朝里・銭函地域に住んでいる児童が多いということが理由と考えられます。

○小池委員

もともと子供が多かったということだと思います。

この調査でどのようなことが分かるのか、簡単にお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほどお答えいたしました調査の目的と説明がかぶってしまうかもしれませんが、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、保育所や幼稚園などの教育・保育施設のこととか、子育て支援事業についての現在の利用状況や今後の利用希望を把握することが目的であることから、就学前の子供を持つ保護者の方の就労の状況や、どんなときにどのような子育て支援事業やサービスを必要としているのかということなどが分かる調査であると言えます。

○小池委員

問いの結果の中からお聞きいたします。

「子どもの育ちをめぐる環境」で、「お子さんを預かってもらえる親族・知人の有無」についての問いがありましたが、この結果を見ると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が前は30.2%でしたが、約8%下がり

22.5%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が前回の58.1%から約2%増え60.7%、二つ合わせると約8割の世帯が子供を祖父母や親族に見てもらえることが分かります。

ここからひもとくと、祖父母等の親族が市内に居住している可能性が高いということや保護者が市内出身の方が多いのではないかと推察します。このことは、3世代で本市に住み続けていることも分かり、とてもよい傾向だと思いますが、一方、見てもらえる親族、知人が「いずれもない」が前回は15.8%でしたが、3.5%増え19.3%になっており、この約2割の方々の子育て環境はとても大変だと察します。そういった方が増えているのであれば、気軽に預けられることができない状況をどうサポートしていくのか、検討が必要かと考えます。

見てもらえる親族、知人がいない方においては、様々な理由はあると思いますが、先ほどの逆で、保護者が市内出身ではない可能性が高いのではないかと思います。保護者の出身地が市内なのか、市外なのか、本市として把握はされているのでしょうか。また、この調査から、その方たちがどこの地域にお住まいなのかなどは把握することはできるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保護者の出身地が市内なのか、市外なのかということにつきましては、今回のニーズ調査でも、また、過去に実施した調査でも行ってはおらず、市として把握はしておりません。

また、「いずれもない」と回答した方が、どこの地域にお住まいなのかについては、回答された方の住んでいる地域を集計したところ、970件中187件で、地域ごとの内訳としましては蘭島・塩谷・オタモイ地区が18件、手宮・高島地区が11件、中央・山手地区が45件、南小樽地区が29件、朝里・銭函地区が84件でした。

○小池委員

子供の数から考えると妥当な数なのかと思います。

私も小学生の子供を持つ保護者なのですが、車で5分圏内に実家があって祖母に見てもらえる環境にあります。兄弟も近くに住んでいます。生まれ育った地域からあまり離れたくない方や子供を預けやすいことを考えて住む地域を考える保護者も多いのかと思います。

就学前は週2日ほど預け、小学生になってからは預けることは少なくなってきましたが、もし預け先がなければ仕事も含め生活に大きな影響があったと思いますし、預け先がない保護者は本当に大変だと思います。また、預け先がない保護者に対するサポートとして、おたるファミリーサポートセンターが考えられますが、利用をためらわれる方の声も聞いております。この調査の中でも、「放課後を過ごさせたい場所」として「ファミリー・サポート・センター」を考えている保護者はというところでゼロ%になっています。

おたるファミリーサポートセンターの利用状況として、就学前と就学後の比率が分かればお聞かせください。また、就学前と就学後の利用目的に違いがあるのであればお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和5年度の実績でお答えいたしますと、就学前の利用者が54.7%、就学後の利用者が45.3%でした。

利用目的についての違いにつきましては、就学前は保育所、幼稚園の送迎や保育所、幼稚園終了後の預かりが多く、就学後につきましては学童保育の送迎や習い事の送迎が多いという違いがありました。

○小池委員

預け先がない保護者にとっては、理想を言えば祖父母や親族に預けるくらい気軽にいつでも預けることができれば子育てしやすいと考えますが、その体制を公的機関で行うことはなかなか難しいことかと思えます。私としては、預けるという感覚より、遊びや習い事のような性質の中で指導者等に見てもらえることができれば子供を連れていきやすいと思えますが、そういった公共施設は考えられるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

そういった公共施設につきましては、子供を預けることができるという趣旨とは違うのですが、児童館や児童セ

ンターは子供たちが自由に来館して、児童厚生員の下で遊ぶことができます。

○小池委員

このニーズ調査から大事な情報がありましたので、お聞きいたします。問9では、「母親の就労状況」の内容になっています。問9-1、9-2の質問と、前回と比較した結果をお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

問9-1につきましては、母親の「1週当たりの就労日数と1日当たりの就労時間をお答えください。」というものでした。1週間当たりの就労日数が「5日」と答えた方が最も多く、前回の59.8%に対して今回は66.8%でした。1日当たりの就労時間は「8時間以上9時間未満」の方が最も多く、前回の29.7%に対し30.2%と増加しました。また、回答全体で見ますと6時間以上と回答した方が増加しています。

問9-2につきましては、パート・アルバイトをしている方のフルタイムへの転換希望について質問したものであります。フルタイムへの転換希望がある方が、前回は31.9%に対して今回は36.0%と増加しております。

○小池委員

結果を今御説明いただいたのですけれども、母親の就労日数は5日で、就労時間は8時間以上9時間未満が一番多く、始まる時間にもよりますけれども、仕事が終わる時間としては17時、18時になることが予想されます。もちろん、その時間では学校に子供が帰宅するまでに帰ってこられませぬし、放課後児童クラブの18時までのお迎えも難しいこともあると考えます。

今後の傾向としては、共働き世帯やフルタイムで働く母親も増えてくるのではないかと考えますが、見解をお示してください。また、今回、前回より「8時間以上9時間未満」が増えた理由が分かれば、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

今回の結果から、今後、フルタイムで働く母親については増えてくる可能性があるものと考えております。

また、前回より「8時間以上9時間未満」と回答した方が増えた理由については分かりません。

○小池委員

パートがフルタイムになってくると時間がすごく伸びてくるということだと思います。

この調査では、「お子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方」についても調査されていますが、まず問20の質問と結果についてお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

問20につきましては、子供が令和6年4月に小学校入学予定となる方に対して、小学校就学前の放課後の過ごし方についてお聞きした質問であります。

「お子さんが小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。場所と日数について、それぞれお答えください。」という質問であります。

結果につきましては、「放課後児童クラブ」が51.8%、「自宅」が51.2%、「習い事」が28.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が17.6%、以下、「児童館（児童センター）」や「放課後子ども教室」などとなっております。

日数につきましては、「放課後児童クラブ」や「自宅」は1週間のうち5日、「習い事」や「祖父母宅や友人・知人宅」は1週間のうち1日との回答が最も多くなりました。

○小池委員

放課後に過ごさせたい場所は、自宅と放課後児童クラブが多く、次に習い事でした。

気になったのは、児童館が10.6%とあります。冒頭に質問させていただきましたが、回答していただいた保護者の半数は、朝里・銭函地域、南小樽地域であれば児童館が近くにないため、「児童館」と回答していないと考えます。

児童館（児童センター）がある塩谷や中央・山手地域の方と思いますが、もし朝里・銭函地域に児童館があれば

全体的に数字が変わってくるのかと考えますが、見解をお示してください。

○(こども未来)子育て支援課長

身近に児童館がない家庭にとっては、児童館になじみがなく、過ごさせたい場所の選択肢に入らないという可能性はありますので、委員のおっしゃるとおり、お住まいの地域に児童館があれば数値は上がることも考えられます。

○小池委員

私も桜出身で児童館の存在を知らなかったのですが、やはり、児童館が近くにあれば、放課後は子供をそこで過ごさせたいと思う方はたくさんいるのかと思います。

児童館・放課後児童クラブの必要性は高まっていると思いますけれども、このニーズ調査からどのようなことが分かり、どのように第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画に反映されるのか、お示してください。

○(こども未来)子育て支援課長

このニーズ調査からどのようなことが分かるかということにつきましては、先ほどお答えしたことの繰り返しになりますが、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、幼稚園や保育所などの教育・保育施設のことや、子育て支援事業についての現在の利用状況、今後の利用希望を把握することが目的ですので、就学前の子供を持つ保護者の方の就労の状況や、どんなときにどのような支援事業やサービスを必要としているかということが分かる調査であると言えます。

第三期小樽市子ども・子育て支援計画の策定に当たりまして、このニーズ調査の結果や人口推計の値を用いて、国の手引による算出の方法で教育・保育施設の利用希望の見込みや地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みなどを算出し、提供できる施設数や定員数、事業の内容などを設定して計画を策定してまいります。

例えば、就労している保護者あるいは就労を希望する保護者が多いというニーズ調査の結果は、今後の保育所や認定こども園などの教育・保育施設の確保方策、施設がどのぐらいあればいいのか、定員をどのぐらい設定すればいいのかといった方策に反映されます。

量の見込みの算出値が実態と大きく乖離している場合には、実態に沿った数値を使う場合もありますので、全てのニーズ調査の結果が直接、計画に反映されるものではありませんが、特にこのニーズ調査で自由記載の御要望や御意見といったことなどは、今後の子育て支援事業を進めていくに当たっての参考になるものと考えております。

○小池委員

今おっしゃっていただいた以上に、この調査から、保護者の気持ちや考えていることがいろいろひもつかれるのではないかと考えていますので、ぜひ、このニーズ調査の結果は有効利用していただきたいと思います。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてもお聞きいたします。

2年前の令和4年6月に行われた第2回定例会の質疑及び一般質問の中で児童館・放課後児童クラブについて質問させていただき、その後も議会議論があり、これまで検討していただいたと認識しております。

来年度の放課後児童クラブにおける運営業務の民間委託について、また、それに伴う開設時間の拡大について質問させていただきます。

まず、来年度から運営業務を民間委託に変更することとなった経緯について改めてお聞かせください。

○(こども未来)阿達主幹

放課後児童クラブに関する家計負担軽減策として、今年度から利用手数料の無償化を実施したところでございます。今後は、活動内容やサービスの充実といった質の向上を図っていかなければならないと考えておりましたが、市の直営では限りがあるため、このたび運営業務を民間委託する方針を固めたものでございます。

○小池委員

放課後児童クラブで提供されている支援の内容についてお示してください。

○(こども未来)阿達主幹

支援の内容は、国で定めます放課後児童クラブ運営指針によって、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう配慮することなどによって、子供の健全な育成を図ることとされておりまして、これについては委託後も変わらないものでございます。

○小池委員

民間委託によってメリット、デメリットを含めて何がどう変わるのかお聞かせください。

○(こども未来)阿達主幹

メリットにつきましては、まず、現在、課題となっております支援員等の欠員について、今はハローワークでの募集のみなのですが、委託後は民間ならではのネット媒体とか地域の求人情報誌なども活用することを想定しておりまして、今よりも円滑な人材確保が期待できると考えております。

また、児童に対する学びとか遊びの提供につきましては、それぞれのクラブにおいて個別に実施しておりますが、一つの事業者に委託することによって、各クラブでの提供内容の均質化とか、時代の流れに沿った充実、アップデートが図られるものと考えております。

一方、デメリットにつきましては、大きなデメリットは想定していませんが、委託後は間に事業者が入ることによりまして、現場の声が市に届きにくくなることもやはり可能性としては考えられますので、日頃から受託事業者と連携を図りながら状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○小池委員

現場の声が届きづらいというのは、なかなか厳しいので、私たちも現場の声をしっかり聞いていかないといけないかと思っております。

現在の開設時間は18時までですが、来年度からは30分拡大され、18時30分までになるとお聞きしております。この30分拡大は働く保護者にとってとても大きいものであります。特に冬期間の雪道による通勤では、職場が市内であっても、道路状況や交通状況によっては18時までの迎えが困難な保護者が多くおりました。そのため、労働条件の変更や退職を余儀なくされる保護者がいたのが現状です。

以前、小1の壁についても質問いたしましたけれども、小学校に上がるタイミングで時短勤務が切れることや預け先の環境の大幅な変化に対応しなければならないことなど、保護者の就労、特に母親の就労に関わる大きな悩みでありました。開設時間が18時30分までに拡大されることは大変よいことだと思いますが、欲を言えば19時までと言いたいところです。

2年前に質問した数か月後にアンケート調査をしていただいておりますけれども、その結果についてお示ください。

○(こども未来)放課後児童課長

令和4年9月に実施しました保護者アンケートの結果ですが、閉設時間については回答いただいた方の約3割が延長を希望し、その時間は19時が61%、18時30分が38%でありました。

学校開設の8時20分からの開設時間に対しては回答いただいた方の約6割が前倒しを希望し、その時間は8時が66%、7時45分が19%、7時30分が13%でありました。

○小池委員

延長希望時間は19時までが一番多かったということですが、なぜ今回18時30分になったのか、理由をお聞かせください。

○(こども未来)放課後児童課長

支援員等がその時間に勤務できなければ実現できないことから、保護者アンケートの結果を基に対応可能かどうか全職員に意向調査を実施したところ、閉設時間については、保護者ニーズが高い19時に対応できると回答したの

は3割弱しかおらず、18時30分は約9割が対応可能という結果であったことから、30分拡大の18時30分としたものです。

○小池委員

働く方がいなかったら成り立たないので仕方ないかと思うのですが、2年前の質問の中でお伝えしておりましたが、一部の保育所では19時まで預かっていたのに、小学生に上がると18時までになることが壁になっていました。

国から示されている運営指針で、「開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。」と示されております。本市はできるだけ平等に行政サービスを行うことを大切にされて一律ではありますが、国の指針ではクラブごとに設定されるとされております。

本市の実情としては、職場が市内だけでなく、札幌市等、近郊他都市で働いている方も多くいらっしゃると思います。放課後児童クラブを利用される保護者の就労場所や就労時間など実情を考慮した上で、柔軟な対応が求められるのではないかと考えますが、ニーズ調査でも分かるように母親の就労時間の実態や地域性を考慮した上で、民間委託後においても開設時間の変更が可能なのか、また、クラブごとに開設時間を設定した場合、どのような課題があるのか、お示してください。

○（こども未来）放課後児童課長

開設時間の変更についてですが、開設時間は市の運営要綱で定めていることから、運営を委託化したという理由で開設時間を変えられないということはありませんが、委託後に開設時間を変更する場合には、受託事業者との協議が必要になると考えております。

また、クラブごとに開設時間を設定した場合の課題についてですが、行政サービスの公平性という観点から、放課後児童クラブの開設時間は一律に定めており、入会した家庭の状況に合わせて設定するとすると、年度ごとに時間を変えたり、年度途中の入会者への対応、職員の勤務時間の変更など、調整の困難が想定されます。

○小池委員

クラブごとで変えるのは、なかなか難しいということが分かりました。

土曜日や夏季休業等の長期休業の開設時間も8時20分から20分早くなり、8時から受入れしていただくことは、アンケート結果でも8時からの意見が多いことから、働く保護者にとって大変ありがたいことです。

来年度、子供が小学校1年生になる保護者の中で、放課後児童クラブを検討されている方には特にできるだけ早くお伝えしていただきたいと思いますが、今後のスケジュールと保護者への周知時期についてお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

可決をしていただけたらという前提ですが、現在、利用中の方々には8月30日付でお知らせの文章を配布したところで、新小学校1年生になられる子供がいる御家庭には、今年9月末か10月初めぐらいに発送する入学に関する関係書類の中に放課後児童クラブの入会案内を同封しまして、お知らせすることとしております。

○小池委員

9月末か10月ということで、もう近々だと思いますけれども、それだけ早く周知していただけたら本当にありがたいと思います。

2年前の質問は、開設時間だけでなく、退会率や遊びの環境についても質問いたしました。当時、調べていただいた資料では、コロナ禍ということも関係していたのか、退会率の高さが見受けられ、1人で帰れるようになったから、習い事をするようになったからという理由で退会されていると答弁されておりました。そのときの再質問でも言いましたけれども、私が実際に聞いた声は遊びの環境が少なく、楽しくないからやめてしまったという声が圧倒的に多い状況でした。その後、体育館等でできるだけ遊びの環境を増やしていただいたと認識しておりますが、

来年度から民間委託になった場合、同様の心配が出てきてしまいます。

先ほども少し御答弁いただいたのですが、民間委託後の放課後児童クラブにおける遊びの環境について、どのような想定をされているのか、お示してください。

○(こども未来)阿達主幹

体育館での体を動かす遊びなど、基本的に従来の活動はそのまま継続することを想定しております。

また、小学校に対しましても事前に市の考えを伝えておきまして、委託後もこれまでと同じ協力体制が得られるものというふうに考えております。

○小池委員

今年度から放課後児童クラブの利用料を無料にさせていただいたことで、利用者の増加も見られます。より一層、児童の放課後、週末等の安心・安全な居場所、子供の健全な育成等の環境づくり、子育て支援に力を入れていただきたいと思っております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎ユマニチュードについて

ユマニチュードの考え方について、本会議では、認知症の方と共に共生社会をどう築くかというところをメインに質問させていただきまして、認知症サポーターステップアップ講座では、ユマニチュードの四つの技法を取り入れたロールプレイングを行って、小樽市立病院の認知症疾患センターでは、パネル展とかユマニチュードDVDの貸出しなどで、ユマニチュードの普及啓発に努めているという御答弁をいただきました。また、本市での認知症サポーターステップアップ講座受講者からのアンケート結果から、家庭や職場でも活用したいということで、ユマニチュードという考え方を生かすことができるものだと改めて感じています。

代表質問の最後の質問でも触れておりますけれども、介護・医療の現場だけにとどまらず周知を図りたいと前向きな御答弁をいただきましたことから、この救急の場でも生かせないかという部分で何点か伺いたいと思っております。

まず、救急出動件数について、令和元年度から令和5年度までの推移をお示いただけますでしょうか。

○(消防)救急課長

本市の救急出動件数につきましては、令和元年度が6,648件、令和2年度が5,864件、令和3年度が6,392件、令和4年度が7,062件、令和5年度が7,666件となっております。

○白川委員

令和2年度以降、また増えているというところが分かりました。

救急出動件数の増加に伴って、救急隊員の負担が増えるのかと思うのですが、救急活動の質をどのように維持されているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○(消防)救急課長

救急活動の質の維持につきましては、救急出動が増加すると救急隊員の負担が増えるため、同じ所属にいる救急の資格がある消防隊員と救急隊員を入れ替えるなど、救急隊員の負担軽減を図り、救急活動の質を維持しております。

す。

○白川委員

労務管理で維持されているということで理解いたしました。

次に、令和5年度の数字で結構ですので、患者側である救急搬送人員で65歳以上の方の割合をお示しいただけますでしょうか。

○(消防)救急課長

令和5年度の救急搬送人員で65歳以上の方が占める割合につきましては71.7%となっております。

○白川委員

71.7%は結構、高いのかと思うのですが、その中で認知症の方も一定数いらっしゃるのかと思うのですが、認知症患者の場合、特別な対応をされているのでしょうか。

○(消防)救急課長

認知症の患者に対する救急活動についてですが、認知症の患者に対して特別な対応はありませんが、救急隊員は、高齢者、成人、小児、精神疾患や認知症など、傷病者の状況や症状に合わせて対応しているところであります。

○白川委員

ここで、代表質問に戻るのですが、代表質問でも取り上げた福岡県福岡市の例でお話したいのですが、救急隊でもユマニチュードを学んでいるということを知りまして、福岡県福岡市で開催したユマニチュードの研修で、札幌市の救急隊の方が自腹で参加したとのことでした。一般には、看護師や介護士が集う中で、異色の人材だったのですが、この主催者の方が参加した救急隊の方に話を伺ったら、やはり先ほどあったように高齢者の搬送が増えてとても困っていると。その中で、ユマニチュードを学ぶといいのではないかと考えて参加されたそうでした。このエピソードがきっかけで、福岡県福岡市では救急隊に向けて毎年トレーニングを行っており、これがNHKのローカルニュースでも取り上げられたとのことでした。

こういった事例があるのですが、このユマニチュードを取り入れたほかの自治体の救急隊の活動について、情報の共有などは図られていますでしょうか。

○(消防)救急課長

ユマニチュードの他の消防本部との情報共有につきましては、今回、委員の御質問によりユマニチュードについて認識したところであり、今まで情報の共有はしておりません。

○白川委員

福岡県福岡市の例としての続きですが、このユマニチュードの活用の前は、あなたのことを大切に思って助けに来ましたよということで現場に赴くのですが、パニック状態や認知症などによって、こちらの思いとは裏腹に患者とうまくコミュニケーションが取れないこともあったそうです。

こういうケースは、本市でも確認されておりますでしょうか。

○(消防)救急課長

認知症によりコミュニケーションが取れなかった事例につきましては、正確な件数は把握しておりませんが、救急出動報告の内容から一定数あるものと認識しております。

○白川委員

患者とうまくコミュニケーションが取れなかったケースで、このユマニチュードが大きな意味を持つのだそうです。救急隊向けのユマニチュード研修でどういった効果が現れたか、少し紹介させていただきたいのですが、研修前は、救急現場で救急隊員が横から近づいて、いきなり触診をすることで、患者目線からすれば、視界には誰も入っていない状況で何をされているか分からないことから不安感を抱いてしまうと。

これがユマニチュードの研修後にどう変わったかということ、まず、ドアをノックして患者に対して誰かが来た

いうことに気づいてもらって、救急隊員は相手の視線を捕らえるように近づくと。そうすることで、患者視点で、誰かが助けに来てくれたのだということを理解できるので、そこで安心感を抱くことができるそうです。

こういった導入部分からも、相手に対する気持ちがより伝わる方法になっていまして、実際に救急隊が接触するまで暴れていた方が、このユマニチュードの活用でゆっくりと落ち着いて話ができ、自分からベッドに移ってきてくれたという事例もあったそうです。ほかには、スムーズな観察聴取につながって、早期搬送、患者を病院に素早く連れていくことが可能になったということで、効果がしっかりと現れていることが確認できております。

こういった救急搬送の場面でも、患者やその御家族の方の不安を和らげる効果があると思われるのですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○(消防)救急課長

ユマニチュードについてですが、委員がおっしゃった内容から考えますと、救急活動時は患者や御家族が不安な状況であることから、よりコミュニケーションを図る技法であるユマニチュードの考え方は、救急活動において一定の効果があると考えております。

○白川委員

一定の効果があるとお答えいただきまして、ありがとうございます。

こういったユマニチュードを救急現場で取り入れるということを私としては訴えたいのですが、今までになかったものを急に取り入れるとなると、様々なハードルというか課題があると思いますが、考え方としては、真新しいものではなくて、相手に対する気持ちがあることを相手に伝わる方法で示すということが、相手の尊厳を守ることと、相手に安心感を与えて滞りなく業務が進められることにつながると思うのです。それが市民サービスのさらなる向上にもつながると思いますし、より市民サービスの向上に発展してほしいと私自身は考えております。

まずは、このユマニチュードを学ぶところから始めていただくことになると思うのですが、そういった流れで、本市でも救急現場においてユマニチュードの考え方を取り入れてはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○(消防)救急課長

救急活動にユマニチュード取り入れることについての委員からの御提案につきましては、ユマニチュードの考え方は認知症の患者の対応には一定の効果があると考えられることから、どのように救急活動へ反映できるか、情報収集してまいりたいと考えております。

○横尾委員

◎さくら公園のイチョウの木について

私からは、さくら公園のイチョウの木について質問させていただきたいと思います。

9月12日に、東京日野市にあるイチョウの木の枝が落下して下敷きになった男性が死亡するという痛ましい事故が起きました。警視庁の調査によると、この現場を確認したところ、落ちた枝が腐食した様子はなく、自らの重みで折れたというようなお話で、現地を管理する市においても2か月前の点検では異常は確認されなかったとしていて、原因の特定に努めていますというニュースの報道がありました。

そこで、市内にもイチョウの木が多いのかもしれませんが、私は、具体的にさくら公園にあるイチョウの木のお話をさせていただきたいと思います。

ここは桜小学校の目の前にあって、スクールゾーンとして子供たちが毎日のように歩く場所です。道幅も車が1台通れる程度ですので、逃げ場所もなかなかない場所だということです。また、先日、市民の方からは、イチョウの木がかなり大きくなって広がっているので学校の時計が見えないという相談も受けていました。今日も見えてきましたけれども、葉も多く生い茂っていて、この時期は実もたくさんなるという状況になっております。

このニュースを見る限り、一般社団法人日本樹木医会の小林理事も、現地調査で、イチョウの木は、やはり実が大きくなって枝が重くなるとした上で、恐らく枝が折れたのは実がなるメスの木で、実の重さで枝が落ちた可能性がある。イチョウは丈夫なほど実がなりやすく、一番上の枝の重みで折れていったのではないかというお話。そして、戦後の時期に植えられた木が大きくなって倒れたり、枝が折れたりするリスクが高まっているというお話がありました。

そういった中で確認したいのは、さくら公園のイチョウの樹齢はどれくらいかを確認させてください。

○(建設)公園緑地課長

さくら公園の公園台帳にイチョウの植樹について記載がなかったため、樹齢については不明でございます。

○横尾委員

私が幼い頃に通っていた学校ですので、結構、前からあるのではないかと考えています。40年くらいなのかと思っています。

定期的な剪定などの管理状況についてはどのようになっていましたか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

剪定などというか、点検について少しお話しさせていただきたいのですが、市内の各公園につきまして、年3回、遊具点検をしており、その際に園路や道路口の木をメインに折れ枝や木々の枯れ込み状況について日常点検をしています。さくら公園につきましては、4月下旬、7月上旬、あと9月下旬に行う予定となっております。

また、日常点検とは別に、随時パトロールを行った際に状況を確認しております。さらに、強風や大雨などの気象条件の際は、適時パトロールを行っているところでございます。

○横尾委員

この事故を受けて国土交通大臣は閣議後の会見で、今後、各公園の管理者に対して必要な注意喚起を行っていきたくと話されました。後ほど、国土交通省からも何らかの対応について通知されると思うのですが、状況を改めて確認していただいて、ここの危険性または住民の不安などがないように対応していただきたいと考えておりますけれども、その見解についてお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

この事故を受けまして、令和6年9月13日に国土交通省から各都道府県知事に都市公園における安全確保についてという通知が出されておまして、その中で平成29年9月に出されました都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)の点検時期と点検項目に関して、改めて周知を徹底するように依頼されているところであります。

この通知を受けて、指針に基づき優先順位をつけながら点検等を実施してまいりたいと考えております。

○横尾委員

もともと、この事故を受ける前から相談を受けていた件ですので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

◎放課後児童クラブの長期休業期間中の食事提供について

次に、放課後児童クラブの長期休業期間中の食事提供についてお聞きしたいと思います。

令和5年6月28日付で、こども家庭庁から放課後児童クラブにおける食事提供についてという事務連絡がありました。小学校の夏季等の長期休業期間中などに、事業所として昼食等の食事提供について調査結果等があったと思います。その内容と調査結果についてお示してください。

○(こども未来)放課後児童課長

調査の概要としましては、令和5年5月1日現在、放課後児童クラブを実施している自治体1,633市町村を対象に行われたものでありまして、調査結果は、長期休業中に昼食を提供している児童クラブは回答したうちの2,990か所、全体の22.8%となっております。

○横尾委員

夏季休業などの長期休暇中に預かっている児童に対して、昼食を提供している施設はおよそ2割だったということです。

小樽市では、長期休業中の昼食の食事提供について、現在どのようになっているか確認させてください。

○（こども未来）放課後児童課長

現在、市の直営15か所では実施しておりません。

○横尾委員

この通知の中で、長期休業中の昼食の食事提供については、地域の実情に応じた対応をお願いいたしますとあります。こども家庭庁は保護者のニーズも高いということで、地域の実情に応じて昼食の提供を検討してほしいと呼びかけているようです。

小樽市における長期休業中の食事提供は、私も市民の方からの声を聞いていますので、共働き世帯の保護者からのニーズも高いのではと考えますけれども、小樽市でのニーズについて分かればお示しくください。

○（こども未来）放課後児童課長

今年7月に夏季休業利用の世帯に対して、昼食提供の希望についてアンケートを実施しております。その結果ですが、6割程度の回答がありまして、そのうち利用を希望すると回答したのは9割弱ありました。

○横尾委員

6割のうちの9割弱が希望しているということを確認していると確認させていただきました。

この通知の中に、独り親家庭や経済的な困難を抱える家庭等の子供については、特に小学校における夏季等の長期休業期間中の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市町村において、子供や家庭のニーズや状況等を踏まえて、いろいろな制度を活用して放課後児童クラブ等において、弁当の配達だとか食料品の配達だとかの支援を行うなど、適切に対応していただくようお願いいたしますとありました。

推測の域ですが、利用手数料の無償化によって、やはり経済的な困難を抱える方も使うことが増えてきている気がするのですが、このような家庭のニーズや状況というのはどのようなものがあるか、確認していればお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

放課後児童クラブを御利用されている独り親家庭とか経済的な困難を抱える家庭のニーズというものに対しては、特段の調査ということはありませんので、今回の昼食提供の利用に関して全体の数字という部分で御意見を聞いたところです。

○横尾委員

全体的にも昼食を提供する必要があるということを確認されているということで、そこに独り親家庭や経済的な困難を抱える家族も含まれているという確認をさせていただきました。

これは放課後児童クラブに限らないのですが、令和5年7月11日付で厚生労働省から小中学校等の夏季等の長期休業期間中の子育て世帯への対応についての事務連絡がありました。こちらの内容と、この事務連絡に対する小樽市の対応についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

まず、通知の内容ですが大きく2点ございまして、まず1点が、夏季休業など学校が長期休業する際に子供が家庭で過ごす時間が長くなり、生活に変化が生じることで新たな支援が必要となる世帯が生じることが想定されることから、生活困窮者自立支援制度の周知や子育て支援の窓口などとの連携を適切に行うこと。もう1点としまして、地域の実情に応じて子ども食堂やフードバンク等と連携して必要な支援を実施することとされております。

市の対応としましては、まず、この通知に基づいて改めて特別な対応というのは行っておりませんが、こども未

来部と子育て世代等で支援が必要となる世帯を把握した際には連携を適切に行っているところとして、改めて支援が必要となる世帯への対応というのは行わなくても、一定対応できていると考えております。

また、子ども食堂やフードバンクなど地域で活動している団体とも日常的に情報交換や情報共有などを行っているところで、夏季休業期間中に活動を拡大する子ども食堂などの情報を相談を受けている、または必要と思われる世帯に直接提供しているほか、市の窓口での子ども食堂のチラシ配布、また、福祉総合相談室からSNSなどで、そういった情報の周知を行っているところです。

○横尾委員

小樽市としては、小・中学校の夏季休業期間等の子育て世代の対応について、大きな枠では、もう対応は検討されているという中で、放課後児童クラブの食事提供について、私の今回の質問となっていることが確認できました。

また、こども家庭庁から出されている放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供の事例集というものには、給食センターでの食事提供や弁当事業者と連携した取組などの事例が紹介されておりました。これらの事例について市では何か研究されていたか、お聞かせください。

○(こども未来)放課後児童課長

市として具体的な研究は行っておりませんが、ニーズが実際にあることも押さえておりますので、今後、国からのこういった取組事例などを参考にして、庁内での議論をしていきたいという段階であります。

○横尾委員

参考までですけれども、近隣の自治体の実施状況などが分かればお示しください。

○(こども未来)放課後児童課長

令和6年7月の状況ですけれども、実施しているのは旭川市と北広島市、あと試行として実施しているのは札幌市、あと一部実施として、石狩市、恵庭市、函館市、帯広市、全部で7市となっております。

○横尾委員

子供たちには安全で栄養バランスのよい食事を提供することが大切ですが、共働き世帯で仕事と弁当作りを両立するというのはなかなか容易ではないので、放課後児童クラブには家庭に代わって食事の提供が求められるようになったというのが時代背景としてあるのかと思います。

しかし、やはり食物アレルギーの児童もいるため、一律の食事提供は難しいといった声が上がっているというのでも聞いたことがあります。また、弁当を子供に作りたいという親もいれば、弁当作りを負担に感じる親もいるので、選択肢を用意して選べるというのもあるのかと思いますけれども、この長期休みに放課後児童クラブの昼食を提供することに関しては、先ほども様々ありましたけれども、いろいろな部署との連携や協力体制も必要かと思います。

まずは、民間事業者が実施している、こういった弁当注文システムを活用したものとか、弁当事業者が実際に活用できるのかどうかという可能性を把握するなど、事業者からの意見を求めたりすることで具体的な取組を進めてはいかかと思いますが、見解をお示しください。

○(こども未来)放課後児童課長

放課後児童クラブを利用する保護者にとっては、夏季休業等の長期休業中の毎日のお弁当作りというのは負担も大きく、今回、ニーズ調査でも必要性については十分把握できておりますので、こういった事業者があるのか、小樽市の規模に対応していただけるのかといった具体的などころもいろいろ探りながら、求められている子育て支援になるように、庁内議論に要望していきたいと考えております。

○横尾委員

いろいろなやり方もありますし、試行というやり方もありますし、一部実施というのもあります。先ほどのようないろいろなニーズを把握されていると思いますので、ぜひしっかり進めていただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎学校給食について

最初に、学校給食について質問しようと思います。一般質問で学校給食について伺いましたが、改めて伺いたいと思います。

現在、宗教上の理由で学校給食を一部食べられない、全く食べられない児童・生徒は、小・中学校でそれぞれ何人いますか。

○(教育)学校給食センター所長

今年度、宗教上の理由で給食を一部食べていない児童・生徒につきましては、小学校で7名、中学校で1名、計8名で、給食を全く食べていない児童・生徒は、小学校で4名、中学校で3名、計7名となっております。

○高野委員

合わせて15人ということです。

私は質問の中で、給食時間を全く食わずに過ごしている児童・生徒がいたということも言いました。今はいないということでしたけれども、やはり過去にはあったわけです。何も食わず給食時間を過ごすことがないように、教育委員会で、宗教上の理由で給食を食べていない児童・生徒もしっかり把握して対応していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

給食時間に弁当を持ってこないで何も食わずに過ごす児童・生徒は現在おりませんし、過去3年間も在籍しておりません。

今後におきましても、希望する保護者にはアレルギー対応用の詳細な献立表を提供して、食べるもの、食べないものの判断をしてもらったり、給食を希望しない保護者の方にはお弁当を持ってきてもらうなどの対応を続けまして、給食時間に何も食わずに過ごす児童・生徒が出ることがないようにしてまいりたいと思っております。

○高野委員

宗教上、禁忌食材の心配のない献立の工夫についても伺いました。教育長からは、全ての子供には無理ですという御答弁でした。私も全ての子供たちに対応するというのはやはり難しいのかと思いますけれども、ただ給食は教育の一環でもあります。

茨城県常総市は、食物アレルギーや宗教上の理由から、ほかの子供たちと同じ給食を食べることができない児童・生徒に対して配慮も行っています。こうした事例も参考にしながら、例えば2か月に1回とかでも給食を食べたことがない子供たちが少しでも食べられるように、ぜひ工夫等を含めてしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

現在、給食センターではアレルギー対応としまして、卵アレルギー対応食の提供と詳細な献立明細表の提供に加え、2学期からナッツ類など10品目を給食から完全除去する対応に加えまして、なるべくアレルギー原因食材の少ない食材を選定して献立を作成し、より多くの子供が食べられる給食を提供する取組を行っております。

宗教上の禁忌食材への対応につきましては、宗教によっては認証を受けた食材と認証を受けた施設で、専用の調理器具を用いて調理しなければならないとされておりますので、今後、給食センターで対応ができるかどうかにつきまして、他都市の事例などを調査・研究してまいりたいと考えております。

○高野委員

調査・研究していくということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ウイングベイ小樽への行政機能移転について

次に、行政機能の移転について伺ひたいと思ひます。

今回、市民から陳情や請願が議会に提出されておりますので、この間の議会議論で重複する点もあると思ひますが、確認も含めて伺ひたいと思ひます。

小樽市は、保健所、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センター、小樽市こども家庭センターをウイングベイ小樽4階に移転するとしております。

保健所、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センター、小樽市こども家庭センター、それぞれの役割や機能について、まずお聞かせ願ひます。

○(保健所)渡邊主幹

保健所の業務は多岐にわたりますが、主なものを挙げますと、保健総務課では難病患者の医療費負担の軽減を図る事業や救急医療体制の維持・確保、健康増進課では感染症の感染対策をはじめとした保健衛生、生活衛生課では公衆衛生の維持向上、食中毒の防止活動、ペットの適正飼育などを所管しております。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターの役割としましては、高齢者の方や障害をお持ちの方などの健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供することなどを目的として設置された施設であります。

○(生活環境)勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターにつきましては、勤労女性や家事等に従事する女性に対し、職業生活と家庭生活の調和の促進や、余暇を有意義に過ごしていただくため、各種講習の開催のほか、サークル活動等を通じたレクリエーションの場を提供することにより、女性の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的としております。

機能といたしましては、講習室や軽運動室、茶室や和室などを備えるほか、託児室を備えております。

○(こども未来)こども家庭課長

小樽市こども家庭センターを含みますこども家庭課といたしましては、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する必要な実情把握や保健指導、また、児童の福祉に関する情報提供や相談対応等の機能を有してござりまして、主に妊娠、出産、子育てに関する相談や児童虐待等への対応など、相談支援を中心として関係機関との調整や適切な支援へとつなげていく役割を担っているものと考えております。

○高野委員

それでは、それぞれの市民の年間利用人数というのはどうなっておりますか。

○(保健所)渡邊主幹

保健所は、延べ人数ですが、令和5年度において約1万2,000人となっております。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターの令和5年度の年間の利用人数は延べ約2万9,000人となっております。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターの令和5年度の利用者数につきましては、託児室に預けられた子供の人数を除き1万2,029人となっております。

○(こども未来) こども家庭課長

令和5年度のこども家庭課での利用人数につきましては、延べ約4,000名となっております。

○高野委員

主にこういった方の利用が多くなっているのかについてもお知らせください。

○(保健所) 渡邊主幹

保健所は業務が多岐にわたりますので、様々な方が利用いたします。特定疾患等の申請では車椅子を利用している方もいらっしゃいますし、飲食店の営業申請では年代も一定ではないなど、特に決まった年代などはございません。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターにおきましては、傾向としては管内の老人福祉センターの利用者である高齢者の方が多いという形になっております。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターにつきましては、講座やサークル活動等に参加される方で、専ら家事等に従事する方が多く利用されておりますが、お勤めされている女性の方や一部男性の方にも御利用していただいております。

○(こども未来) こども家庭課長

こども家庭課におきましては、主に妊産婦や乳幼児、また児童の保護者の方が多く利用されているところでございます。

○高野委員

1万人から2万人の市民が利用されているということが分かりました。小樽市総合福祉センターでも老壮大学は令和5年度の事務執行状況説明書を見ますと151人の方が利用していたり、小樽市勤労女性センターも春と秋の講座も200人以上利用されているということで、かなりの多くの方が利用されているという状況です。

公共施設は、市民の利益などに基づいて設置されていると思いますけれども、小樽市総合福祉センターや保健所がウイングベイ小樽に移転することで、市民に不利益にはなっていないと考えます。

その観点から幾つかお伺いしたいと思います。

請願や陳情者からは、現在の場所は交通の利便性がよく、保健所並びに小樽市総合福祉センターに関わる手続きがしやすい、移転すると利用者が行きづらくなってアクセスの悪化になるのではないかという心配の声がありましたけれども、交通アクセスについてはどのように考えているのでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

ウイングベイ小樽への交通アクセスでございますが、まず、バス路線では、ばるて築港線のほか、隣接するJR小樽築港駅に、いわゆる本線が乗り入れしておりますし、JR駅と直結しているため、銭函とか塩谷方面へのJR利用者にとってもアクセスが容易であると考えております。

○高野委員

ばるて築港線とかがあってJRも直結しているということで、銭函などからも利用がしやすくなるというような御回答でした。

そうはいつても、小樽市総合福祉センターに通っている方は、ウイングベイ小樽に移動するとなるとバスを降りてから施設に入るまでの距離が長くなったり、サークルに通えなくなるのではないかという不安の声も寄せられています。

小樽市勤労女性センターの移転に関するアンケート調査でも、移転することに対してアクセスが不便になるという回答をしていることを考えても、やはり交通アクセスがよくなっているというように市民が受け取っていないのではないかと考えるのですが、その点に対しては、市としてはどう受け止めているのでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

移転するという事で、確かに御指摘のとおりアクセスの仕方を変えなければいけない方、庁舎が遠くなる方もおりますので、こういった方々には丁寧に移転の経緯などを御説明して、御理解いただけるよう努める必要があるものと考えております。

○高野委員

多くの方が利用されているということが先ほど分かったのですけれども、そうすると人の流れが変わって、例えば周辺の商店などに影響が出てくるのではないかとと思うのですが、そういった調査というのは行われているのでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

現在のところ、隣接する商店街などに調査は行っていない状況です。ただ、影響につきましては調査していないので詳細は不明ですが、一定程度の影響があるものではないかと考えております。

○高野委員

それでは、行政機能が移転することで、施設機能や設備、広さなどが今までよりも低下するというおそれはないのでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

老人福祉センター内の入浴設備につきましては移転しないという形になりますが、その他の機能につきましては同程度の規模を保った形で移転を予定しております。

○高野委員

入浴施設だけ設置されないというような御回答でしたけれども、小樽市勤労女性センターでは託児室、調理講習室、ダンスなども練習できる軽運動室もあるのですが、こういったものも移されるということでしょうか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

ただいま挙がりました施設につきましても、全て移転後の施設に設ける予定となっております。

○高野委員

入浴施設が設置されない理由についてお聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

老人福祉センターの設置目的というのが、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を共有することを目的とした施設であります。入浴施設が廃止された場合でも、これらの機能を維持することで老人福祉センターとしての目的を達成できるということと考えております。

○高野委員

入浴施設がなくても目的が達成できるということで、なくしていくということでした。

しかし、そもそも入浴サービスが設置された背景には、高齢者の交流や憩いの場、当時は個人宅にお風呂がないという家も多かったということもあって設置されたようなことが、この間の議会議論でも明らかとなっております。

それでは、小樽市総合福祉センターの入浴施設の利用実績について、令和元年度から令和5年度の年間利用人数をお知らせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

入浴サービスの年間の延べ利用人数について御説明いたします。

まず、令和元年度の利用人数は約7,600人、令和2年度は約2,300人、令和3年度は約3,000人、令和4年度は5,300

人、令和5年度が約6,300人となっております。

○高野委員

コロナ禍前は7,000人以上の方が利用されていたと。令和4年度から令和5年度は、またコロナ禍前に戻りつつあるという状況がありました。

個人宅にお風呂があるという方もこれだけ利用されているということは、やはり入浴施設は市民にとっても必要な施設だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

各家庭の入浴設備の普及率が開設当初よりも高まったこととか、現在は高齢者のニーズも多様化しております。利用者人数を20年前と比較すると半分以下になっているという現状もございますので、老人福祉センターの機能としてのお風呂の必要性は、設置当初より低下しているのではないかと考えております。

○高野委員

市長は第1回定例会の松井議員の一般質問で、浴室設備の代替措置ができないかも検討してほしいという質問に対して、どのような代替措置が考えられるか、改めて考えてみたいという答弁がございました。

その後、代替施設については検討されたのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

お風呂の代替施設につきましては、小樽市総合福祉センター周辺に公衆浴場3か所営業しております。そちらをまず利用していただきたいと考えております。

ただ、御意見の中には、やはり銭湯の利用代金が高いと、経済的に難しいという声も頂戴しております。そのような場合、お風呂だけに限らず、生活全般において経済的な問題を抱えている可能性もあるかと思えます。個々のケース、事情はいろいろあるかと思えますが、そのような場合には、ぜひ福祉の窓口にご相談していただきたいと考えてございます。

○高野委員

銭湯は3か所ぐらいあるから、そちらを利用してほしいということでしたけれども、この連休中も、小樽市総合福祉センターでお風呂を週2回利用しているという梅ヶ枝町在住の方が、お風呂がなくなったら本当に経済的にも困るというお話をしていました。その方は、お風呂がもしなくなったら、おたる自然の村のおこぼち山荘に行かないといけないなという話もされてきました。やはり、お風呂があるからこそ利用されているという方がいらっしゃいますし、家にお風呂があってもお風呂掃除とか、何かあったらどうしようということで1人でお風呂に入るのが不安だという方もいらっしゃるのです。やはり、そういう不安もあって、入浴施設を利用されているという方もいらっしゃるのです。

なので、お風呂があるということは、そういった高齢者の精神的な安定といったところにも私はつながっていると思いますし、お風呂があることで外出意欲につながり健康を維持しているという方もいると思います。

こうした入浴施設がなくなり、憩いの場がなくなるということは、高齢者の社会参加を阻害するということにも私はつながるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○福祉保険部長

入浴施設がなくなったらというお話ですけれども、先ほど主幹からも答弁させていただきましたけれども、移転先にお風呂を持っていくということは難しいということですので、代替案として現状、市内の銭湯を御利用していただくしかないのかと思っているところでございます。

また、この老人福祉センターの設置目的なのですが、高齢者の方の健康の増進や教養の向上を図ること、つまり、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための促進を総合的に供与し、もって老人の健康で明るい生活を営むことを目的とするというものでございますけれど

も、現在の高齢者のニーズというものは多様化してきておりまして、そのニーズに応えるためには、小樽市総合福祉センターの指定管理者となっております小樽市社会福祉協議会とも連携しながら、従来のレクリエーション、娯楽中心の機能から改めて運動機能、健康相談、健康教育、社会参加といった点においても、機能の充実を図っていくということが必要であると考えております。

今後、高齢者の憩いの場、社会参加の場として、これらの機能の充実を図っていく上でも、ウイングベイ小樽内で進められているウエルネスタウン構想と本市の高齢者福祉施策を協働で取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、移転後も小樽市総合福祉センターの目的、機能が果たされるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高野委員

まず、移転の経過について伺いたいと思います。

2020年に策定した小樽市公共施設再編計画の中では、保健所の位置づけというのはどうなっていましたか。

○(財政) 藤本主幹

令和2年5月に策定した小樽市公共施設再編計画におきまして、保健所庁舎は、現本庁舎敷地に新庁舎を建て替えて統合することとしています。

○高野委員

それでは、2021年に策定した小樽市公共施設長寿命化計画ではどうでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

令和3年2月に策定した小樽市公共施設長寿命化計画におきまして、保健所庁舎は、本庁舎別館の建て替えの際に移転し、新市庁舎に統合化するとしておりましたが、具体的な時期につきましては、別に策定する本庁舎別館の計画の中で示すものとしておりました。

○高野委員

その後、2022年2月に小樽市本庁舎長寿命化計画を策定してからは、保健所庁舎についてはどうなっていますか。

○(財政) 藤本主幹

令和4年2月に策定した小樽市本庁舎長寿命化計画におきまして、本庁舎が別館のみを建て替える方針となりましたことから、本庁舎、保健所庁舎につきましては整備方針、整備時期、今後の在り方等について改めて検討することとなっております。

○高野委員

改めて検討するとなっていましたけれども、それからどういった流れでウイングベイ小樽への移転の話になったのでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

計画上ということで御説明いたしますけれども、令和5年第4回定例会で行政機能の一部移転の方針を示しまして、令和6年第1回定例会の前に副市長が各会派に伺いまして、移転の方針を説明してございます。それを受けまして、関連予算等を議決いただきまして、令和6年3月に小樽市公共施設再編計画を改定いたしまして、保健所庁舎はウイングベイ小樽4階へ移転することと位置づけてございます。

○高野委員

保健所が老朽化しているということもあって、保健所からウイングベイ小樽の打診もあったという話もありましたけれども、なぜウイングベイ小樽を選択したのか、選択理由について御説明ください。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

移転先につきましては、各部署が入居する十分なスペースがあるということがまず一つ。あとは、バリアフリーや耐震性能があり、先ほど述べましたが、交通アクセスにも優れ、十分な駐車場も備えていることなどが挙げられ

ます。

また、現地では、北海道済生会と株式会社小樽ベイシティ開発によるウエルネスタウン構想も進んでおりますので、そうした民間事業者との連携も期待できるため、総合的に判断したものでございます。

○高野委員

移転の経過を先ほどお伺いしましたけれども、そういったことを考えると、なぜ現地で建て替えするとならなかったのか、その点はどうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

仮に現地建て替えとなった場合、建て替えの規模の検討とか、仮庁舎の確保といったことを検討しなければいけないことが相当ある中で、かなりの時間を要すると考えられますので、そうした問題をクリアしていくうちに現在の施設の老朽化がさらに進むため、現地で建て替えはなかなか難しいという結論になってございます。

○高野委員

この間、行政の効率化と市民サービスの向上を図るために、現本庁舎敷地内に建て替えをしようとしていたにもかかわらず、僅か2か月でウイングベイ小樽への移転を決定して、議会に正式に話があって予算が上がったというのは今年の第1回定例会ということですか。

やはり、十分な議論ができていないまま移転を進めるということは、それこそ市民サービスの向上につながると思わないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

市民サービスの向上につきましては、先ほど申し上げました交通アクセスとか駐車場の関係といったことが確保できたことと、ウエルネスタウン構想と連携した市民の健康増進とか子育て環境の充実、こうした市民サービスの向上につながると考えているところでございます。

○高野委員

ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転について、建て替えと賃借料をお知らせください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まず、保健所、こども家庭課、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センター、4か所を建て替えた際の建築費のみの試算は約46億円であります。

また、今回の移転先である民間施設を賃借する場合には、移転する4部署の専有面積で試算いたしますと、今後30年間の累計では約40億円となります。

○高野委員

30年ではそうだとおっしゃったけれども、40年だとどうでしょうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

40年ということだと、賃借は累計で約49億円となります。

○高野委員

ウイングベイ小樽は、建設されて何年が経過していますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

ウイングベイ小樽は平成11年3月が開業でございますので、今年3月で25年が経過している状況です。

○高野委員

それでは、耐用年数はどうなっていますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

ウイングベイ小樽の建物は、税法上では耐用年数は39年になりますが、耐用年数は改修工事などにより延命が図られるものであります。ただ、所有者である株式会社小樽ベイシティ開発からは、改修を含めた耐用年数は示され

てはおりません。

○高野委員

今年3月で建設されてから25年が経過するということでした。

ただ、賃借したとしても建物が今後30年もつのか、その辺の心配があるのですけれども、どうでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

先ほども答弁させていただきましたが、所有者によって改修工事などを行われて、今後も施設維持がなされていくものと考えております。

○高野委員

施設維持がされていくのではないかという話でしたけれども、現在もウイングベイ小樽の駐車場を見ても海が近くて、さびなどもあるようで、屋上の駐車場や地下駐車場に今、コーンとかトラロープが引かれていて、結構使用できない駐車場も多く存在しています。

移転後は、こういった使えない駐車場も整備されるということなののでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

具体のどういったところの修繕がなされていくかは所有者次第でもございますが、そういった点につきましても所有者と今後、協議したいと考えております。

○高野委員

先ほど費用面も聞きました。今は、建て替えよりウイングベイ小樽を借りたほうが30年の中では安いということでした。しかし、先ほど聞きましたところ、やはりウイングベイ小樽の建物は新しいというわけではありません。いざ移転したら、あちこちで修繕が必要になって結果的に借りたほうが高いという状況だったり、新たに移転先を考えるといった心配はないのか、その辺はどうでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、施設については今後も所有者によって適切に維持管理がなされていくものと考えておりますので、ほかに移転をするということにはならないと考えております。

○高野委員

移転についてはならないのではないかという話でしたが、やはり、修繕の部分はかなり心配だと思います。

市民に対して理解や周知をしていくということが、この間でも言われています。しかし、短い期間で、この小樽市総合福祉センターでは移転のお知らせをしながら、4日間の聞き取りをしながらやっていたということで聞きました。

でも、聞き取りをしたのも、移転が決まってから市民にお知らせをしていくということなのです。そういったやり方というのは、市民に対しても丁寧ではないと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

市民周知につきましては、十分でなかった点はあるかと思いますが、現庁舎の老朽化の対応につきましては早めの判断が必要である点と、駐車場の確保とか交通アクセスの利便性、民間事業者の連携に、新たな行政サービスの提供の可能性など、総合的に判断し移転を決めさせていただいたところでございますが、今後も丁寧に説明に努めながら進めたいと考えているところでございます。

○高野委員

どちらにしても請願や陳情に表れているように、地域の方から不安の声や移転について納得されていない状況があります。アクセスもよくなるなど言いますけれども、いろいろな不満とか心配の声があるからこそ、こういった陳情が上がったり、請願が上がったりということが起きているのだと思うのです。市民が納得していないまま、行政として進めていくというのは、やはり乱暴だと思います。

改めて、移転については一旦立ち止まるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

このたびの行政機能の移転につきましては、現在の各施設は老朽化が非常に進んでおりますので、早期の移転が必要であると考えております。

また、先ほども御答弁させていただきましたが、移転先となるウイングベイ小樽は耐震性能とかバリアフリーに対応し、利用環境の改善も期待されることから、総合的に判断させていただいて移転を決定したものであります。今後も移転に向けて丁寧な周知を図りつつ、スケジュールに沿って進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

駐車場が完備できるのだというお話もされていましたが、先ほど私が言ったように使えない駐車場もたくさんありますし、何よりも、小樽市自治基本条例に照らしても地域の皆さんや利用者のニーズを最大限考慮して移転をするのであれば、考えなければいけません。それが十分になされていないということは、やはり、移転は一度立ち止まるべきだと申し上げて質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎職員の業務と欠員について

本会議で職員の欠員不足を補うために必要なことについてという話を展開していたのですが、リクルートメント戦略としての採用数の調整、次に制度と仕組みについては、労働条件の見直しやキャリアパスの明確化、DXによる効率化に加えて、職場環境の改善として、コミュニケーションの円滑化、ハラスメント防止、管理職向けのリーダーシップ研修などについて触れていたところです。

このようなことが必要だと思いますが、長期的な視点でそれらについて市の考えの方向性をお示しく下さいというのがもとの質問の趣旨でありましたので、本日、改めて御答弁いただけたらと思います。

○(総務) 職員課長

欠員対策ということで何点か御指摘というか御視点がございましたが、これは本市に限った話ではないのだと思いますけれども、少子高齢化によります生産年齢人口の減少、デジタル社会の進展といった形で、我々自治体を取り巻く環境というのは大きな変化をしております。それを踏まえまして、国で人材育成・確保基本方針策定指針というのを持っているのですが、これが昨年12月に26年ぶりに改定をされたのです。

その国の指針の中で示されている考え方というのがありまして、それが人材育成ということはもちろんのだけれども、そのほかに人材確保、職場環境の整備、デジタル人材の育成確保ということが重要だということで視点が示されております。当然こういった観点も私どもとしても重要だと考えておりますので、その辺を踏まえながら、本市の人材育成基本方針の改定に今取り組んでおります。これを改定するとともに、欠員対策を含めました様々な取組とか職場環境整備ということに長期的な視点で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○高橋委員

次に、新規採用についてなのですが、採用試験に際して応募数を増やすためには宣伝・広告も必要であると考えます。

現状どのような形になっているのかということをお聞かせいただきたいのと、役所としても優秀な方が多く来てくれるということが望ましいわけで、そういう対象の属性といたしますか、そうしたものを考えた求人情報というのを届けられているのかどうかお聞かせください。

○(総務)職員課長

採用の宣伝というか、PRの部分ですが、まず、市のホームページに採用試験情報を掲載しておりまして、それを公式LINEで拡散しています。そのほかに複数の就職情報サイトに私どもの採用試験情報を掲載していただいているほか、それらのサイトの運営者で主催されている就職説明会、それから、小樽市雇用促進協会で開催されている市内高校生向けの就職説明会というのもあり、そういった説明会へ参加しております。

そのほかですと、移住者に向けたアプローチということで、小樽移住情報サイト「笑になるおたる」で採用試験情報の公開を行っております。それは高校生であったり新卒の方、既卒の方であったり、多岐にわたることになりますが、それぞれに向けたPRということで取り組んでいるところでございます。

○高橋委員

要は、リクルートメントにもマーケティング的な観点が非常に大事になってくるということをお願いしたいのです。求人ターゲットを絞って望ましい人材がいるところに向けて訴求してほしいと思います。

少し俗っぽくなりますけれども、SNSへ求人広告を出しますと仮になったとしても、インスタグラムとかエックス、ティックトック、フェイスブックなどそれぞれ違う人たちにアプローチすることになると思いますし、ユーチューブのような動画をメインとした媒体もあります。これらをうまく使わない手はないと思っております、選ばれるために見つけてもらわないといけないことを考えていますので、この点に関しては、引き続き、ぜひ進めていただきたいと思うのです。

次に、離職率を減らしていくことも重要とも申し上げてまいりました。道外にいる私の友人の例なのですが、非常に優秀で、将来を嘱望されていた若手の行政マンという評価を周りから受けていた人間がいたのですが、彼は年功序列の賃金システムに納得ができなかったりとか、進めたいプロジェクトができずに辞めてしまったということでした。その後大手の出版企業に転職して、公務員とは違う形ですが、様々な地域のプロジェクトに関わって広報などの活動をしているということなのです。こうしたことを私も周りの人と話してみると、一定数の共感する声というのを伺うのです。

ここで質問しますが、具体的に大事にされるものは、働きやすさの向上、メンタルヘルスのサポートなどの施策がよく言われます。同時に、キャリアパスの明確化を欲しているという人も少なくないと思うのですが、この辺りはどのように対応されていますでしょうか。

○(総務)職員課長

離職率を減らす取組ということで今3点ほどお話がございましたが、まず働きやすさ向上ということで言うと、休暇取得がしやすいということが一つつながるのかと思います。平成31年度の労働基準法改正の趣旨として、年次有給休暇の5日取得というのがありましたので、その趣旨を踏まえて、年次有給休暇5日の取得促進に努めています。

あと、メンタルヘルスということで申し上げますと、それに特化した窓口ということではないのですが、市役所庁舎の地階の健康管理室でメンタルヘルスを含めた様々な健康面の相談というのを受け付けておりまして、保健師あるいは産業医による面接指導というのをしております。

それから、キャリアパスというお話がございましたが、現状だと新規採用職員から始まって、採用後何年といった階層別研修を行っていますが、そういう研修の中でキャリアについて考える時間、機会を設けています。

ただ、今申し上げたもの全体を含めて、まだ取組としては十分ではないとは思っておりまして、先ほど申し上げた改定を考えている小樽市人材育成基本方針に基づきながら、職場環境の整備とかキャリアパスの明確化、それか

ら、自ら職員がキャリア形成について考えるという機会を持つということに特化した研修みたいなものを今後、導入していくことも検討しているところでございます。

○高橋委員

若年層の職員が短期間で離職する一因として、やはり、業務に対しての理解不足であるとか、スキルの不安などが挙げられるのです。これに対して、研修や教育プログラムの充実に取り組むべきであるとも思います。

本会議よりも少し踏み込んで、現行のそうしたプログラムというか、カリキュラムといったものやサポート体制について、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

今やっていることということなので、本会議で申し上げたこととそこまで変わらないかもしれませんが、まずは、採用時をはじめとして、採用後に何年経過というタイミングでやるような階層別の基本研修に加えまして、会計事務やエクセルなどの実務面の業務上必要な知識、スキルの取得を目的とする特別研修を実施しています。

それと、各職場で職場研修もやっていますということをお話ししたのですが、例えば、部や課の業務の紹介とか、実務上、必要な知識、スキルの取得を目的として職場研修という形で取り組んでいる部署もあるとは認識しております。

○高橋委員

次に、若年層の職員が職場での孤立感やコミュニケーション不足を感じるということが離職につながる要因となることもあると聞きました。

これに対処するために、チームビルディング及びコミュニケーション改善のための取組などはどのように行われているのでしょうか。

○(総務)職員課長

まず、チームビルディングというお話がありました。チームビルディングの観点での取組ということでは正直できていないのかと思いますが、それは実質的には、業務単位が係とかグループになるので、それがうまく機能すれば、チームビルディングという形になっているケースはあるのかと思います。

それから、コミュニケーションの改善という点で申し上げますと、一番分かりやすい例でいうとハラスメントが問題としてあると思います。当然これがあると円滑なコミュニケーションに支障が生じることはありますから、これは管理職を中心にしてハラスメント防止研修というのをやっておりまして、防止、撲滅に努めています。

それ以上のコミュニケーション改善の取組という点でいいますと、現状ですと、管理職に対して、風通しのよい職場環境を自主的に努めてくださいということでやってもらっている部分はありますが、今後は、上司と別の先輩職員が後輩職員に対して指導助言を行うという、いわゆるメンター制度の導入というものを検討していかなければいけないかは考えております。

○高橋委員

今、メンターのお話が出ました。以前、私もリバースメンターのお話をさせていただきました。若手とベテランがタッグを組んで、若手のスキルや価値観を上世代が学ぶみたいなことで、これは非常に大事だと思っているのです。これは、上が無理して若いノリに合わせるみたいなことではなくて、ギャップを埋めるために相手の考えをしっかりと理解しないといけないという考えからなのですが、行政の仕事に対して、若い世代の方々がどう感じているのか、リアルな声を聞くという仕組みも望まれるところです。

次に、採用に難航している部署の話もありましたが、本会議の御答弁では、職員の採用で応募が少ないものとして、幾つかの専門職を挙げられていました。

職員が不足しているが、絶対数が少ない職種があったとして、どういう対応をしているのでしょうか。つまり、保育士の場合は潜在保育士に呼びかけたりしていますが、そのようなアプローチをほかの専門職にもしていますか

ということですが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

採用のPRということでは、まず、先ほど申し上げた方法がありますが、それに加えて、例えば、土木職、建築職などにつきましては、そういった職種を養成している学校に受験案内を送ったり、学校に直接、職員が出向いてPRするというはしてきております。

ただ、それ以上のより効果的な取組ということでは、引き続き検討していきたいと考えております。

○高橋委員

リスクリング的な観点でいうと、希望する方に市役所に入ってから専門資格を取らせてあげられるみたいなこともできれば理想かとは思っています。

今、庁内ではDXの推進が図られていますけれども、それによって軽減される労務負担の総量みたいなものを何らかの形で可視化できないかと少し疑問に思っています。なぜかという、軽減によって生じたリソースを他の部署へのヘルプにも対応できると思うのです。

この辺りはどう考えていますかということをお聞きしたいと思うのですが、それこそ育休で人が少なくなったときに応援できる、ある意味で遊撃隊みたいな立ち位置の方々ということも考えられると思いますが、この辺りのお考えをお聞かせください。

○(総務)職員課長

現在、全庁的にDX推進ということで取り組んでいるところではありますが、それが具体的な人員配置というか、体制に影響するほどの業務負担軽減にはまだ至っていないというのが状況なのかと思っております。それが、今後、さらにDXを進めていく中で、人員配置をどうするかという状況が見えてきた際には、今お話しいただいたような御提案の部分を含めまして、職員の配置について検討する必要があるとは考えてございます。

○下兼委員

◎フッ化物洗口について

フッ化物洗口についてお尋ねいたします。

8月に銭函・手宮保育所で、令和5年4月に使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用し、フッ化物洗口をしたとの報告がありました。

銭函・手宮保育所での事案について、いま一度、御説明をお願いいたします。

○(こども未来)子育て支援課長

経過を含めて御説明いたしますと、市立保育所でのフッ化物洗口につきましては、令和4年度に銭函と手宮保育所で保健所のモデル事業として実施、また、令和5年度は奥沢、最上、赤岩保育所で保健所のモデル事業として実施したほか、銭函と手宮保育所につきましては、モデル事業で配付された薬剤を使用して引き続き実施いたしました。

令和6年度は、保健所のモデル事業としては終了いたしました。各保育所の状況から銭函、手宮、赤岩の保育所で行うことといたしました。実施に当たりましては、モデル事業の際に配付されたフッ化物洗口剤を使用しております。

先月8月22日に銭函保育所においてフッ化物洗口剤の在庫が少なくなってきたことから、各保育所で改めて在庫確認を行った際に、銭函と手宮の保育所において、洗口剤の使用期限が切れていることが判明したものであります。

○下兼委員

それでは、その後、子供たちへの体調不良など影響はなかったのでしょうか。

また、保護者へは、いつ、どのようにお知らせしたのでしょうか。保護者の反応はどうだったのでしょうか、お聞

かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用した児童から、体調不良や健康被害についての報告は受けておりません。

保護者の方への御説明につきましては、8月23日付で期限切れのフッ化物洗口剤を使用した両保育所の在園児の保護者に向けて、おわびと経過の説明、体調不良等の連絡先について文書と口頭で通知いたしました。

また、令和5年度に在園していた現在小学校1年生の保護者の方に向けて、同内容の文書を郵送いたしました。

保護者の方々から特に御意見や御指摘等は受けていないところであります。

○下兼委員

子供たちへの影響がなかったことが本当に何よりだと思います。

それでは、なぜこのような事案が発生したのか、原因はどこにあるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

実施手順につきましては、マニュアルに従いまして正しく実施してはおりますが、薬剤の使用期限について、マニュアルや、出納簿に使用数を記載して管理していたのですが、そちらに注意事項等の記載がなかったため、使用期限切れの薬剤が使用されてしまったものであります。

○下兼委員

それでは、薬剤の使用について、保健所と保育所の意思疎通はできているのでしょうか。さらに、保育士たちにもしっかり伝わっているのでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

使用期限の点に関しましては、結果として、現場でフッ化物洗口剤を扱う保育士にしっかりと伝わっていなかったと考えております。

○下兼委員

現場はきっと大変なことになっていたと思います。保育士の皆さんの心情を考えると、本当に胸が痛くなります。

それでは、現在の各保育所の状況をお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

市立保育所5か所の現在の状況につきましては、銭函保育所と手宮保育所は、現在、フッ化物洗口を中止しております。赤岩保育所につきましては、使用期限が有効であるフッ化物洗口剤を使って現在実施しております。奥沢保育所と最上保育所は、今年度は実施しておりません。

○下兼委員

それでは、ショッキングなニュースが私たちの元に届きました。9月4日付北海道新聞に、音更町の認定こども園が年長組の園児25人に対し、フッ化物洗口剤と誤って漂白剤入りの消毒液でうがいさせたとの記事が載りました。消毒液を口に含んだ園児から口の中がひりひりする、味がいつもと違うと訴えがあり、職員が液体を調べたところ、洗口剤ではないことに気づいたということです。同園の嘱託医の指示で、すぐに水で園児の口の中を洗浄するなどして対応したとのことでした。幸いなことに、現時点で体調不良を訴えている園児はいないようです。ですが、うっかりでは済まされませんし、本市でも起こり得ることではないかと心配しております。

子育て支援課としては、音更町の事案をどのように捉えていますか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

子供たちの安全が一番であることから、子供の口に入るものの安全性については間違いがあってはならないこと、確認について徹底することが必要であるとの認識を新たにしたところでございます。

また、確認につきましても、複数人で確認するなど、事業に関わる職員の認識の共有や意思の疎通が重要であると考えております。

○下兼委員

やはり、数名でやるようなことになってしまうのです。

それでは、フッ化物洗口剤は保育所内で希釈をするのですか。容器の洗浄はどのように行っているのでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

フッ化物洗口剤の希釈につきましては、保育所内で行っております。

容器の洗浄につきましては、マニュアルでは使い切ったボトルは水ですすぎ、乾燥させる。匂いが気になる場合は、次亜塩素酸水溶液で消毒、洗浄、乾燥させるとあり、そのとおりに行っているところであります。

○下兼委員

それでは、全国でもフッ化物洗口のこういった事案があると思いますけれども、市立保育所が洗口を実施するに当たっての下調べとか調査は行われたのでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

子育て支援課といたしましては、フッ化物洗口の実施に当たりまして、全国の事案を事前に調べるようなことは行ってはおりませんでした。

○下兼委員

次に、小学校でのフッ化物洗口についてお尋ねいたします。

小学校での洗口を開始していますが、音更町の事案を受けて、同じ間違いが起こる可能性はないのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

市内の小学校におきましては、0.2%にあらかじめ希釈された既製品のフッ化物溶液を使用するとともに、残った溶液は廃棄し、容器を洗浄する場合についても水道水で行うよう指導しておりまして、消毒液は使用しないことから、音更町と同様の間違いが起こる可能性はないものと考えております。

○下兼委員

それでは、保護者説明会が開催されたと認識しております。開催した小学校は何か所で、参加人数をお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

保護者説明会につきましては、市内全17校の小学校で開催しまして、3校については保護者の方の参加がなく、参加のありましたほかの14校においては、各学校で1名から4名、合計で28名の保護者の方に御参加いただきました。

○下兼委員

やはり、数が少ないです。

それでは、開催に参加した保護者の方々からの意見、質問等がありましたらお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

参加いたしました保護者からの御意見や御質問につきまして、主なものを御紹介させていただきますと、小樽市にも導入されてありがたいという意見や、歯科医で実施するフッ素塗布と併用しても問題がないのか、体調不良などの場合には実施しなくても構わないか、安全性に問題はないか、実施希望の有無を途中で変更してもよいかといった御質問がありました。

○下兼委員

やはり、保護者の方々の疑問や不安といったことがかいま見られたのではないかと思います。しっかりとそれにお答えをいただいたと思っております。

それでは、洗口に関して保護者に配付した同意書ですが、回収率と同意、不同意の割合をお知らせください。

また、同意書の未回収児童の扱いについてですが、どうなりましたでしょうか、お聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口の希望調査につきましては、保護者の方からフォームに入力して回答いただく形で実施しまして、在籍児童に対する回答率は72.5%、回答した児童における実施を希望する割合は68.7%、実施を希望しない割合は31.3%となっております。

また、未回答児童の取扱いにつきましては、実施希望の有無を確認できないことから、回答の確認については現在、学校で取りまとめているところでございます。

○下兼委員

未回収児童の生徒たちは、フッ化物洗口はしていないということになります。

それでは、令和6年第1回定例会でも、我が会派の佐々木議員が総務常任委員会において質問しております。小学校におけるフッ化物洗口については様々な問題点があり、数年前に実施の話が出たときも、結局、解決には至らず見送られた経過がある。そのときからあまり状況や問題点について変化があったようには見えない。やはり、実施できる状況ではないと思います。安全に万全を期していただきたいですと佐々木議員がおっしゃっていました。

そして、本日、北海道新聞の読者の声に、現役の保育士からの投稿が寄せられていました。フッ化物洗口の再検討についてです。彼女は、保育や教育の現場はここ数年、仕事量が激増しています。少しでも安全性に不安が残る仕事を現場にさせないでほしいです。子供の健康と命を、もっと違う方法で守ることを関係者みんなが一緒に考えていきませんかと切実な胸の内を述べております。

私も、銭函・手宮の保育所の保育士たちは現場で大変な思いをして、そして、それが仕事に影響はなかったのか、子供たちに対しての接し方に影響はなかったのか、本当に気になって仕方ありませんでした。現場の実情をしっかりと把握してください。

そして、そこを踏まえて、現在、中止している保育所と同様、当分、中止するお考えはありますか、お聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

本市のフッ化物洗口は始まったばかりでありますので、最初は安全面に気をつけていただくなど教職員に御負担をかけることがあるかと思いますが、今後、各学校の効率的な実施方法を紹介するなど情報共有をしながら、教職員の負担軽減が図られるように進めて、本市の歯と口腔の健康づくりの事業の一環として取組を続けていきたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎地域通貨について

初めに、地域通貨についてお尋ねいたします。

予算特別委員会の1日目でも質問いたしましたが、それを踏まえてさらに確認したい部分がありますので、もう一度お聞きいたします。

Wi-Fi環境も整いましてQRコード決済も一般的になった現在で、実証実験当時のアプリが使えるかをお聞きしたことに対し、当時のアプリを使用することが望ましいのかは不明であると御答弁いただきました。

自由民主党は、先行事例の視察に行ったり、当時のアプリの開発者からお話を伺ったりしてきております。

市としても、当時の関係者からお話を聞いてみていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 鈴木主幹

市といたしましても、実証実験当時の関係者からお話を伺うなど、情報収集を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、本会議におきまして、小樽市内で小樽観光協会が現在行っております、おたP a yの実証実験につきまして、市長が今後、開催されるDMO形成連絡会議において、小樽観光協会から報告を受けるとお答えいただきましたが、担当者レベルにおいても、その事業経過について話を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 鈴木主幹

今後、担当者レベルにおきましても、おたP a y実証事業の経過についてお話を伺ってまいりたいと考えております。

○佐藤委員

◎フッ化物洗口剤の使用について

次に、フッ化物洗口剤の使用についてお聞きいたします。

保健所のモデル事業として行われました市立保育所でのフッ化物洗口剤の種類についてお聞かせください。

○(こども未来) 子育て支援課長

市立保育所で行われていたフッ化物洗口剤の種類につきましては、オラブリス洗口用顆粒11%という薬剤でございます。

○佐藤委員

顆粒と液体になっているものとタイプがいろいろあると思うのですが、顆粒を選んだ理由がもし分かりましたらお聞かせください。

○(こども未来) 子育て支援課長

保健所のモデル事業を引き受けて行っていた事業でございまして、薬剤につきましても保健所から提供を受けた薬剤を使っておりましたので、それが顆粒の薬剤だったということでございます。

○佐藤委員

保健所に聞かないと顆粒の薬剤を選んだ理由は分からないということではよろしいでしょうか。

それでは、このたび本市でも使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用しておりました。判明したのが8月23日です。ところが、報道発表されたのが、それから1週間後の8月30日です。

報道発表を8月30日と決めた理由をお聞かせください。

○(こども未来) 子育て支援課長

8月23日付で対象となった銭函・手宮保育所の保護者に向けて、おわび及び経過説明の文書を手渡しするとともに、令和5年度に在籍し、現在、小学校1年生の保護者の方に向けては、同内容の文書を郵送したところであります。

体調不良等の御連絡や報告がないことを一定期間確認する時間を置いた上で公表すべきと判断したため、報道発表が8月30日になったものであります。

○佐藤委員

全国的に見まして、過去に使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用していたというニュースは数年前から私もしばしば目にしていたのですが、本市では、そういった事案は御存じあったのか、なかったのか、お聞きいたします。

○（こども未来）子育て支援課長

少なくとも子育て支援課におきましては、全国の事例については調べておらず、今回のことが判明したことで改めて調べたところ、全国でも同じような事例があるということが分かったものであります。

○松岩委員

◎子供と若者の意見聴取・反映について

私からは一般質問で行いました、子供と若者の意見聴取・反映について質問いたします。

まず、市民が直接、意見を表明して、計画策定等に反映される場として審議会がございまして。附属機関というのが正式名称ですが、私が以前に質問させていただいたことで、附属機関を小樽市のホームページに53個まとめて掲載させていただいております。この審議会等に子供や若者の委員がどのぐらいいますかという質問をしたところ、30歳未満というところで区切ると3名いましたということでした。

再質問に少しかぶる部分ではあるのですが、市は、この審議会等の委員について、子供や若者の委員の登用というのを積極的にしようとしているのか、そうではないのか等をお聞かせいただきたいと思っております。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

審議会等の委員の登用につきましては、各審議会等で審議する内容などに応じまして、団体推薦や公募により委員を登用していると認識しているところでございまして。そのほか審議会等への参加を希望する18歳以上の市民をあらかじめ名簿に登録する、小樽まちづくりエントリー制度を活用して登用している場合がございます。

小樽まちづくりエントリー制度を活用する際には、担当課からの依頼に応じて、小樽まちづくりエントリー制度登録者の中から人選をしているところでございまして、その際に特に条件がなければ、なるべく年齢の若い方について選ぶようにしているところでございまして。

○松岩委員

小樽まちづくりエントリー制度の話がありました。これは質問で事前に出していないのではありませんけれども、制度としては非常にすばらしい制度だと思うのです。正直、私もこの制度は全く知らなくて、この質問を作成するのに勉強する上でたまたま知って、私の周りにいる若い人たちも、これを知って活用しているという方がなかなかいられなかったもので、もっと周知していただけると、より充実するのではないかと思います。

それから、私は、決して全ての審議会に若者を入れようと言っているのではなくて、専門性がないと審議会の委員として不適切というか、なじまないような審議会等もございまして、例えば、介護認定審査会等に若い人が入ったからといって何かメリットがあるかという、必ずしもそうではないと思っておりますので、物によると思うのです。市としては、できる限り若い人の意見が積極的に反映されたほうが良いという雰囲気を各審議会でもしっかりと持ってもらえるように、まずは音頭を取ってほしいと思っております。

その上で、これは過去にも質問したことがあると思うのですが、大体は平日の日中に審議会が行われるのですが、子供や若者に限らず、多くの市民は、なかなか参加するのが難しいのではないかと思います。

日程について、オンラインだとか夜間、休日の会議の開催というのが難しいものかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

オンラインや夜間、休日での会議の開催につきましては、各審議会等の運営上の取決めによることになると思っておりますが、各審議会等の審議に支障がないようであれば可能であると考えております。

○松岩委員

その可能であるということは分かるのだけれども、各審議会でなかなかそういう雰囲気にならないと、今回は若い人を呼ばないでいいのではないかと、平日の日中でいいのではないかとということになってしまおうと思うのです。

やはり、この辺は、過去に愛知県豊川市の豊川市審議会等見える化ガイドラインについて質問したことがありますが、このガイドラインは、豊川市というところを小樽市にそのまま変えれば、そっくりそのまま使えるのではないかと、このガイドラインだと私は思っていますので、引き続き、調査・研究していただきたいと思えます。

これは審議会等に関わりませんが、やはり、まちづくり等に参加したいと思っている子供や若者、あとは若い市の職員とかも一定数いるはずなのですが、どう参加していいかわからないとか、誰に連絡していいかわからないという課題が非常にあります。

この辺りを、若者だけではなくて広く市民にどういうふう周知していくお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

小樽まちづくりエントリー制度の登録の際には、無作為抽出の市民2,000人に案内を送っております。今年3月に登録を行った際には、2,000人のうち約1割が29歳以下の若者でございます。こういったエントリー制度の案内を通じてこういった市政への参加方法があることをお知らせしているところでございます。

また、審議会等の公募につきましては、広報おたるや市ホームページでの告知で一般的に行われているところですが、それに加えまして、いわゆるエックスやLINEなど、SNSでの周知というものも、特に若い人に対しての告知としては有効であるとは考えているところでございますが、公募を告知する方法というのは、やはり、各審議会によると考えているところでございます。

○松岩委員

引き続き、いろいろと検討をお願いしたいと思います。

こども家庭庁の調査研究報告書の件について一般質問を行い、本市の取組について伺いました。その中で、市内中学生を対象に年1回開催している、おたる子ども会議というのが答弁に出てきましたけれども、これはどのようなものなのか、目的等をお聞かせいただきたいと思えます。

○(生活環境)青少年課長

おたる子ども会議は、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約の趣旨にのっとり、子供たちが自分の意見を自由に表明し、交換する機会を提供するとともに、未来を担う子供たちが自由な意見交換を通じて、お互いの理解を深め合い、議論を前向きに進めるための方法を理解することを目的として開催しております。

○松岩委員

今、自由なというのが何回か出てきたのですが、ホームページを見ると、市がやっている、おたる子ども会議は、テーマを市側が設定して、その範囲の中でいろいろと意見交換というやり方をされているように思うのですが、このテーマ設定だとか意見の内容をどういうふうにしていこうかというのは、青少年課ではどういうふう考えて運営をされているのでしょうか。

○(生活環境)青少年課長

この会議は、節目では全中学校の生徒に参加していただいて開催しますが、通常は市内を3ブロックに分けて、各年4校ずつ参加していただきまして、3年で1巡する方式を取っております。

直近では、校長会と相談させていただいて、こういう形でやりたいということで、こちらでテーマなどを決めさせていただいてやっております。

○松岩委員

今、お答えいただいたのは、ひとまず分かったのですが、私は、一般質問の中でこども家庭庁の子供や若者の意見聴取の取組内容について、計画や条例等による宣誓や制度化等、6分類を挙げました。それから、こども家庭庁が分けている分類で、学齢を5分類挙げました。

学齢は、中学生だけが参加しているものだと思うので分かるのですが、取組内容についての分類はどれに当てはまるものとお考えでしょうか。もしお答えできればお聞かせください。

○(生活環境) 青少年課長

おたる子ども会議は、こども家庭庁が発足する前からやっております、今年で26回目になります。その時点ではこういう区分がなかったことと、そもそもおたる子ども会議自体の位置づけは、子どもの権利条約に基づいて、趣旨にのっとり、子供が自由に意見を表明して、意見を理解し合うというのが目的でしたので、この六つの中のどこに当てはまるということは、今ここでは、はっきりとは言えません。

○松岩委員

答えられなかったことは全然いいのですが、今の取組は、恐らく、不定期の機会や場による意見収集・反映に当てはまると思うのです。毎年やっているけれども、参加できる子供が毎年、定期ではないので、不定期で、機会や場による意見収集の範囲ですので、恐らく4番に当てはまると思うのです。

昨年度から市長との対話の時間を設けているという答弁があったのですが、これの概要が見つけれなかったのですけれども、お聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

市長との対話の時間については、会議に参加した生徒の皆さんから事前に伝えていたテーマに沿って意見を伺って、それに対して市長が答えるという形式で実施しております。

昨年度と今年度は、小樽のまちをよくするために自分が思うことというテーマで実施しており、参加した生徒の皆さんからは、空き家や除雪、公園に関する意見などがあり、市長が市の考え方を答えております。

○松岩委員

そうしたら、おたる子ども会議の中で一連で行われているという理解でよろしいですか。

○(生活環境) 青少年課長

おたる子ども会議の中のテーマの一つということです。

○松岩委員

私も中学生とか高校生と話す機会が結構多いのですが、市長に何か意見を言いたい子供がいたときに、小樽市には、市長への手紙というすばらしい制度があるのだよということをお伝えすると喜んで書いている子供がいたりするので、そのことがもし多くの子供に伝われば、この会議にも参加したいという子供が増えるかと思ったので、ぜひ、その辺りの情報発信をしていただきたいと思います。

そもそも、こども家庭庁が発足されたのがつい最近でございまして、こういった子供や若者の意見を積極的に取り入れようという政策的なことも、ここ最近、特に力を入れられている部分でありますので、市の中でも様々な検討がまだ続いている部分ではあると思うのです。一般質問では、今後、研究していきますというような答弁が多かったのですが、そもそも今後の研究というのはどこの部署がやるのでしょうか。

答弁は、こども家庭庁に関する部分は、こども未来部こども福祉課が担当しているのですが、これは事務分掌上、なかなかなじまないのではないかと思います。恐らく、その他の当てはまらない部分がここに入っているのではないかと思います。

国においては、わざわざ担当大臣を置いて、新しい庁を設置しているところですので、例えば、本市においても担当課長を置くとか、横断的に対応する部署があってもいいのではないかと思います。もちろん組織改編等となる

と話が大きくなるのですけれども、今後の見解についてお聞かせいただきたいと思います。

○(こども未来)こども福祉課長

子供と若者の意見聴取と反映につきましては、事務分掌上、明確に所管が決まっているわけではありませんが、子供や子育てに関する政策の多くを担っているこども未来部が現状、国の調査研究報告書とか、先進事例などを確認しているところです。

今後につきましては、こども未来部が中心となりまして、引き続き、先進事例などについて研究していきたいと考えておりますが、どのような体制で進めていくことが適切なのかも含めまして検討していきたいと思っております。

○松岩委員

こども福祉課は、ただでさえお忙しい部署の一つではないかと私は思っています、そこにまた非常に大きい事務が入ってしまうと、作業それから仕事量も増えてしまうのではないかと考えています。

それから、子供・若者関連のことは、教育にも関わるし、小樽市でいうと総合政策部とか総務部にも関わってくる部分かと思っておりますので、ひとまずは、こども未来部こども福祉課が担当ということなのですが、こういった形がいいのか、しっかりと議論していただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○下兼委員

立憲・市民連合を代表し、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について及び陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方についてにつきまして討論いたします。

これらは、それぞれ保健所をはじめとする行政機能の一部をウイングベイ小樽に移転するに当たり、現在、中心部にある保健衛生や福祉に関する機関が失われることに対する懸念を表したものであります。

今回の委員会質疑から、仮に移転の計画を中止となった場合、既に締結している工事事業者との契約に対して巨額の支払い義務が生じてしまうことに加え、関係者への賠償責任、加えて逸失利益まで考えると、金銭的にも労力的にも計り知れない影響が出てしまうことが予見されます。他方で、これら陳情と請願を提出された方々のお気持ちも理解するところです。

特に、陳情第8号の説明の際にも言っていましたが、入浴設備はただ汗を流す場ではなく、憩いの場としての役割があるわけです。それを思うと、近隣で交流できるスペースを設けることや福祉対策の活用をすることなどで場所が変わっても、そこで形成されたコミュニティーがばらばらにならないよう、一人一人に寄り添う形で対応していただけるよう、市にはお願いしたいと思います。

詳しくは本会議で述べますので、以上をもって討論とさせていただきます。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算、議案第21号小樽市保健所設置条例の一部を改正する条例案は否決、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について、陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方については、採択を主張し、討論を行います。

ウイングベイ小樽への保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設の移転については、利用者の声を聞かず丁寧さに欠け、移転ありきで進めていくのは問題だと日本共産党は反対してきました。今回、提案されている議案第1号や議案第21号は、公共施設等再編関連予算が含まれているので、賛成はできません。

これまで公共施設に関しては、小樽市公共施設等総合管理計画、小樽市公共施設再編計画、小樽市公共施設長寿寿命化計画の案が示され、その都度、市民や議会に示され、議会では特別委員会も設置されました。特別委員会でも丁寧に議論を行い、パブリックコメントを終えてから策定されていました。

しかし、今回の移転については、保健所の運営に関することを協議する保健所運営協議会でも議論されず、議会に正式に示されたのは、本年の第1回定例会です。利用者や市民への意見聴取も不十分です。市民に周知すると言いながら、決まってから知らせるのは民主主義ではありません。小樽市自治基本条例に照らしても、まちづくりは市民の参加に基づいて進めるという視点が抜けています。十分な期間も、十分な議論もなく進めるというやり方は、大問題です。

小樽市総合福祉センターでも、浴室の話については憩いやくつろぎ、レクリエーションの機能は、浴室を廃止しても目的を果たせると市は言いますが、市民はそう思っていないから、市民と語る会でも移転に反対の声が上がり、お風呂を残してほしいという署名は350筆を超え、請願や陳情が議会に出されています。入浴施設があることで高齢者の外出意欲につながり、心身ともに健康の一助になっていることは、年間6,000人を超える利用者を見ても明らかです。

利用者への説明が不十分なことは市自身も認めているわけですから、一度立ち止まり、移転計画は中止し、老朽化やバリアフリー等の改善をするためにも、現地での建て替えを検討すべきです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。

○佐藤委員

自由民主党を代表し、当委員会に付託された請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について、陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について、不採択の立場で討論いたします。

まず、請願第1号及び陳情第9号についてです。願意は、小樽市保健所と小樽市総合福祉センターのウイングベイ小樽への移転中止を求めるものです。

今定例会での質疑から判明したことは、昨年12月に両施設の移転が示されてから、都度、議会に説明が行われていること、移転による行政サービスや事務手続の継続性、安定性が考慮されていること、その他移転先へのアクセスも含めメリット、デメリットも考慮され、さらには、移転により高齢者の方々の健康や子育て、育児への高いメリットが期待できることなどが確認できました。

また、両施設の建て替えと移転のコストから考えても、建て替えが必ずしも有用であることは言い難い状況であり、さらに現施設の耐久性、安全性を考えても、検討を長期化させることは妥当ではないと考えます。

よって、両施設の移転中止を求めるこれらの請願・陳情を採択することはできないものと判断いたしました。しかし、事業推進に当たり、今後は市民への速やかな情報提供をしっかりと行っていただきたいと思います。

陳情第8号は、小樽市総合福祉センターのお風呂の設備存続を求めるものです。今定例会の質疑で確認できたことは、利用対象者に対する利用者数が限定的であり、それに対して大きな財政出動を行うことは市全体の公平性の観点から難しいこと、自助による入浴機会の獲得が困難と思われる方に対して相談等を受けて対応する用意があること等でございます。

本陳情についても、この入浴施設が高齢者の方々の憩いの場になっており、それが願意の重要な要素であることは理解いたしますが、議会議論を総合的に判断すると、本陳情の採択は難しいと考えます。

以上により、請願第1号、陳情第8号、陳情第9号につきましては、不採択の立場を主張し、討論といたします。

○白川委員

公明党を代表して、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について、陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方については、不採択の立場で討論いたします。

まず、請願第1号と陳情第9号についてです。小樽市公共施設再編計画には、保健所は1970年代以前に建てられた庁舎であり、建物や設備の老朽化が進んでいます。中でも、小樽市役所別館や保健所庁舎など耐震基準を満たしていない老朽庁舎があり、対策が必要となっていますとあり、早急な対応が求められています。

また、小樽市総合福祉センターは昭和45年建築の施設で、老朽化とともに耐震強度不足が確認されている施設ですとあり、再編案の内容としては、利用可能な民間施設等が生じるまで現施設を当面維持と計画されており、当面維持とされていたものの、こちらも資する施設等があれば早急に移転の方向性が示されておりました。

施設の残耐用年数が毎年迫る中、保健所としては新庁舎建て替えを待たずして、小樽市総合福祉センターの再編案の内容にある利用可能な民間施設等が生じたことによる移転に合わせて、行政機能を耐震化されているウイングベイ小樽の建物へまとめることにより、行政の効率化と市民サービスの向上を図ることができ、災害に際しても利用者の安全性の確保が図られ、また、小樽築港駅直結とバス路線沿いであり、一定程度利便性も兼ね備えており、移転の規模やタイミングは小樽市公共施設再編計画からも適切であると考えます。

また、現地での建て替えという声もありますが、本市の試算によると、仮に現在地での建て替えをする場合は約46億円の費用がかかる試算であり、現在、進めているウイングベイ小樽への移転では、移転から30年間の合計で約40億円の費用となる試算で、数億円の負担が解消されます。建て替え中の各行政機能の維持をするのも困難です。

また、済生会ビレッジによるウェルネスタウン構想の場でもあり、同じ建物内に行政機能を有することにより、官民連携の新たな形になる可能性への期待も大きいと言えます。

次に、陳情第8号についてです。小樽市総合福祉センターの浴室については、当初の設置した目的として、利用者の方の憩いの場、交流の場であり、また、設立当初の各家庭のお風呂の普及率が低かったことがあり、それを補うためのものであります。現在、各家庭のお風呂の普及率も高くなり、利用者の傾向もある程度、固定の方々が利用されているようであり、公共性が低くなってきております。

憩いの場、交流の場も小樽市総合福祉センター設置当初に比べて、市や民間のサービスが提供されてきており、さらには近年の物価高騰の影響もあり、維持管理するには少なくとも年間約400万円の公費負担ともなっていますし、浴室を維持するにしても、新設するにしても、今後、多額の財源が必要となることから、現実的ではないものと考えます。

以上の理由により、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について及び陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について、不採択の態度を表明し、各委員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第1号並びに陳情第8号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、請願及び陳情は不採択と決しました。

次に、議案第1号及び議案第21号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、横尾副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。